

## 研究成果は特定秘密か

表題は中日新聞 1 月 4 日朝刊。これまでもレポートしてきたが、重要なテーマなので紹介しておきたい。リードから一軍事技術へ転用可能な研究に助成する防衛省の安全保障技術研究推進制度を巡り、国内の研究者を代表する機関「日本学術会議」の会員から「研究成果が特定秘密となる可能性があるのではないか」との声が上がっている。防衛装備庁は「特定秘密になることは法律的にも一切ない」とするが、特定秘密保護法を所管する内閣情報調査室（内調）は「大学の研究も対象になりうる」と話す。



「どうして、技術研究推進制度の契約書に『特定秘密には該当しない』と明示しないのか」昨年 11 月 18 日の日本学術会議の「安全保障と学術に関する検討委員会」で、参考人として呼ばれた装備庁幹部に、研究者たちが疑問をぶつけた。文部科学省の学術情報委員会は昨年 2 月、公的資金を受けた研究成果は公開すべきだとの報告書をまとめた。学術研究の成果は人類共通の知的資産として共有されるべきだという考え方があるからだ。研究成果の公開は研究者にとって、社会貢献だけでなく、自身の評価を決める重要な原則だ。しかし、防衛研究は性質上、機密性が求められる。武器に転用される研究成果は、漏らせば厳罰を科せられる特定秘密になる懸念は拭えない。東大の佐藤岩夫教授は昨年 10 月の検討委で、特定秘密保護法の制定過程の議論を紹介。大学が行政機関から事業委託を受けた場合「大学が作成・取得する情報も本法制の適用対象とすることが適当」とした報告書を挙げ、「研究成果が特定秘密となれば、公開すると漏えい罪が適用されるのではないかと述べた。秘密法を所管する内調は「現行の法律解釈では、特定秘密の指定権限を持つ防衛省が指定すれば、大学は特定秘密の適合事業者になりえる」とし、佐藤教授の指摘を認める。

新制度への応募は、昨年度の 109 件から本年度 44 件と半減したが、防衛省は新年度予算で現行の 18 倍の 110 億円を要求し認められた。学術会議副会長の井野瀬久美恵・甲南大教授は検討委で「応募件数が減る中で、どのような判断（で予算増）なのか」と質問。装備庁は「減少したが、制度の運営に支障がある状況ではない。制度はスムーズに進んできた」と回答するにとどまった。参考人として出席した池内了・名大名誉教授は「装備庁は学術会議の検討委の疑問について明確な回答を避け、最後は『ご理解を得られるよう努力する』と言うだけだ。研究推進制度は、防衛省が国を挙げて、軍事化を進めるための布石を打っている」としか思えない」と批判している。

(2017 年 1 月 15 日)